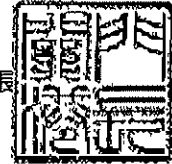


港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成27年2月5日

関門港長



関門港小倉区における航泊の禁止について

関門港小倉区紫川泊地において、パレンティンファンタジーin北九州 花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成27年2月14日(土) 午後6時20分から午後7時30分までの間。
ただし、午後7時30分までに行事が終了した場合は、終了時までとする。

2 区域

北緯33度53分33秒、東経130度53分06秒を中心とした半径65mの円及び陸岸により囲まれた海域

3 備考

- (1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。
- (2) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

